

GPS 端末機による古紙持ち去り行為の撲滅対策

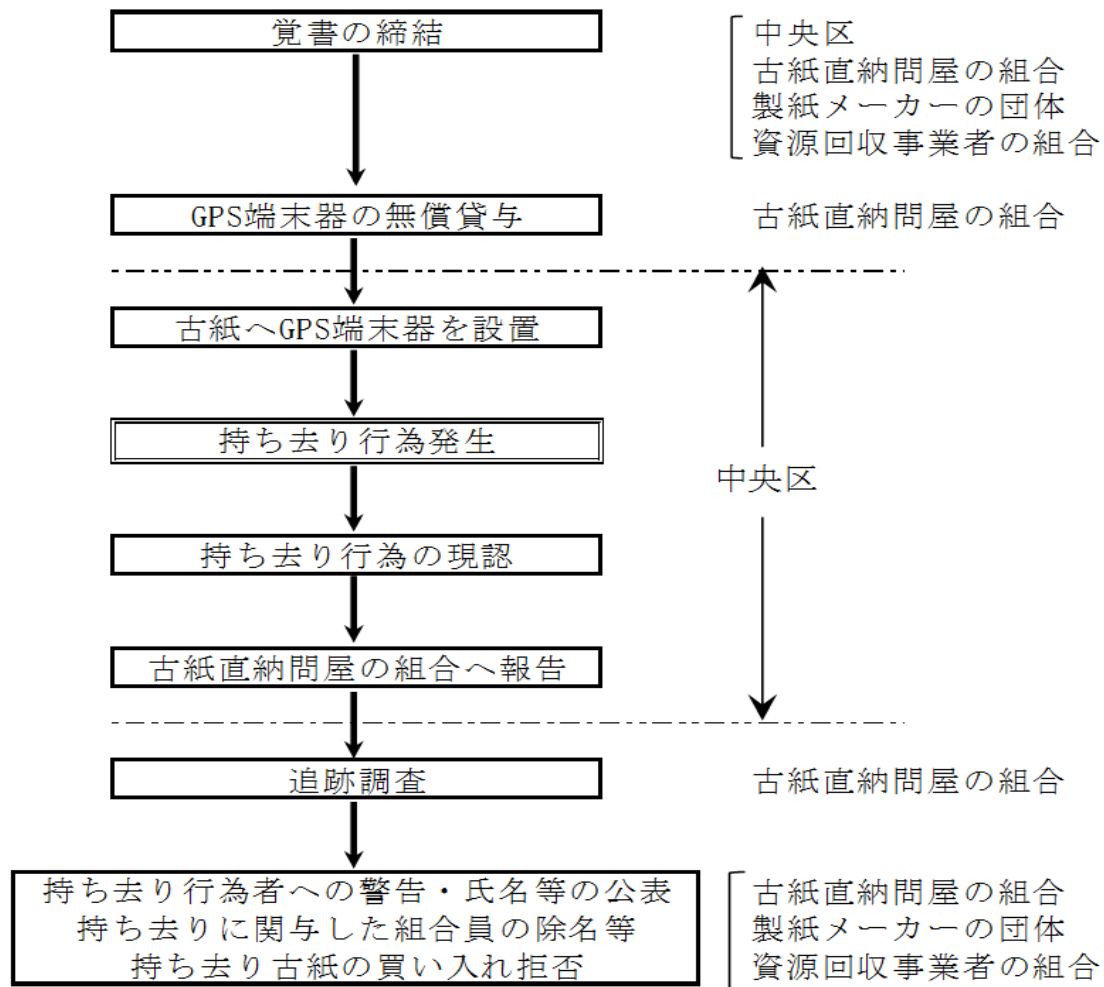
1 概要

中央区では、平成21年4月に「中央区廃棄物の処理及び再利用に関する条例」を改正し、古紙等の資源物の持ち去りを禁止するとともに、パトロールの実施（日曜日と年末年始を除く毎日）や持ち去り禁止看板の集積所への設置、「資源持ち去り禁止」を明示した新聞回収袋の配布などの取組を行っているが、いまだに資源の持ち去り行為はなくなっていない。

こうした中、古紙の持ち去り防止に向けては、区域を越えた広域での対策が有効なことから、本区を含む18区（※1）が、古紙直納問屋の組合、製紙メーカーの団体及び資源回収事業者の組合と覚書を締結し、GPS 端末器による古紙持ち去り行為の撲滅対策に取り組んでいく。

※1 中央区、港区、文京区、江東区、品川区、目黒区、大田区、中野区、杉並区、豊島区、板橋区、練馬区、足立区、葛飾区、江戸川区の15区は平成26年12月25日に覚書を締結。墨田区、世田谷区、荒川区の3区は年度内に締結予定。

●GPS 端末器による古紙持ち去り行為撲滅対策フロー



2 覚書締結者の主な役割

(1) 関東製紙原料直納商工組合（古紙直納問屋の組合）

- ・GPS 端末器の区への無償貸与
- ・持ち去り古紙を買い入れている事業者への警告・氏名等の公表
- ・古紙持ち去りに関わっている者あるいは車両等の出入り拒否
- ・持ち去り行為に関与した組合員の除名処分等

(2) 日本製紙連合会（製紙メーカーの団体）

- ・持ち去り古紙の取り扱い拒否
- ・古紙問屋に対して、持ち去り古紙を取り扱わない旨の誓約書の提出要請
- ・GPS 追跡調査による持ち去り古紙の受け入れ拒否

(3) 東京都資源回収事業協同組合（資源回収事業者の組合）

- ・古紙持ち去り根絶宣言車識別ステッカーの表示徹底及び表示車両として登録された車両ナンバーの公開
- ・古紙持ち去りあるいは持ち去り古紙を買い入れた組合員への警告及び誓約書の要請
- ・状況が改善されない組合員の除名及び氏名公表

(4) 中央区

- ・GPS 端末器の設置
- ・古紙の持ち去り行為の現認及び関東製紙原料直納商工組合へ持ち去り行為の報告

3 今後の予定

平成26年中にGPS 端末器による追跡調査開始

4 参考

●資源（古紙）の回収実績（平成20年度～25年度）

（単位:t）

品目	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
紙類	2,949.5	3,011.1	2,559.3	2,661.0	2,809.7	3,004.5
段ボール	1,224.8	1,258.0	1,099.2	1,141.3	1,196.1	1,282.6
雑誌・雑紙	932.2	960.7	793.0	827.0	879.4	931.5
新聞	792.5	792.3	667.1	692.8	734.1	790.4

※端数処理のため、内訳と合計が一致しない場合がある。